

豊橋市監査公表第13号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和4年1月7日

| | |
|---------|------|
| 豊橋市監査委員 | 古池弘人 |
| 同 | 朝倉茂 |
| 同 | 星野隆輝 |
| 同 | 二村真一 |

定例監査の結果について

第1 監査の対象

(1) こども未来部

福祉事務所〔子育て支援課、こども若者総合相談支援センター、保育課〕
〔こども未来館〕

(2) 健康部

保健所〔健康増進課、こども保健課、生活衛生課、食肉衛生検査所〕
※健康政策課及び感染症対策室を除く
〔こども発達センター〕

第2 監査の期間

令和3年10月1日～令和3年11月30日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、各課（工事担当課を含む。）に共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうか主眼を置いて監査を実施した。

第4 監査の結果

各課所管の事務処理について、抽出した予算執行事務及び事務事業並びに施設・設備の維持管理状況を監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において次のとおり改善又は留意すべき事項が見受けられた。

こども未来部

《福祉事務所 子育て支援課》

意見

1 委託業務について

支援対象児童等見守り強化事業委託業務は、学校や幼稚園等による状況の把握が難しくなる夏休み期間に対象児童の自宅を訪問し、食事を提供しながら家庭の状況を把握する業務で、本年度新たに行ったが、効率的かつ効果的に業務が遂行できるよう、事業の必要性や実施体制を検証し、子どもの見守り体制の強化に努められたい。

《こども未来館》

意見

1 ここにこサークルについて

地域のボランティアが中心となって運営している「ここにこサークル」について、原課の考えとしては、身近な地域での親子の交流の場を提供し、地域の子育て力向上にも役立っていることから今後も必要な事業ではあるが、担い手不足の課題があるため一定の整理が必要とのことであった。当該整理においては、担い手の育成や各サークルの質の平準化の取組など、行政として何ができるのかを検証した上で行うよう努められたい。

《福祉事務所 こども若者総合相談支援センター》

指摘事項

1 発注見通し等の公表について

清掃委託業務に係る契約規則第52条の2の規定による発注見通しなどの公表において、令和2年3月31日付け契約検査課長通知により、令和2年度から窓口閲覧に加えて各課ホームページにより行うこととされているが、ホームページへの掲載が行われていなかったため、適正な事務処理をされたい。

意見

1 ホームページの管理について

ホームページの役割は、これを利用する誰もが求める情報を等しく快適に取得できるようにすることであるが、「豊橋版「子どもの貧困を考える」ハンドブック」のリンク先に何も掲載されていないなど掲載情報の漏れがあったため、情報発信ツールとしての信頼性を損なうことのないようホームページの適切な管理に努められたい。

《福祉事務所 保育課》

指摘事項

1 旅行命令について

旅行命令手続において、用務、日程、行先、旅行者等があらかじめ明らかな旅行であるにもかかわらず、旅行後に、旅行日以前の日付に遡って処理を行う事後申請が散見された。旅行命令は、旅行に関する事項を記載した旅行命令簿を当該旅行者に提示して行わなければならない、事後における旅行命令簿の調製は、これを提示するいとまがなく口頭による旅行命令を行った場合にのみ認められるものであることから、旅費支給条例に則り適正な旅行命令の発出を徹底されたい。

2 一者随意契約について

公益社団法人豊橋市シルバー人材センターへの業務委託において、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を根拠として一者随意契約していたが、同規定は一者随意契約の根拠とはならないので、見積り合わせを行うなど、関係法令に則り適正な事務処理をされたい。

意見

1 修繕契約事務について

随意契約による修繕契約事務において、金額が10万円以下の補修については1通の見積書をもって処理できるとする契約規則第52条の3ただし書に該当するよう修繕規模を細分化して発注する事例が見受けられたが、随意契約においてもできるだけ競争性を確保するという同条本文の趣旨に則り、適切な修繕規模による発注に努められたい。

2 委託契約事務について

三人乗り自転車配送・回収業務委託契約において、個人情報を取り扱う業務ではないのに不要な個人情報取扱特記事項が契約書に添付されていることから、業務内容と契約書内容に不整合が生じている。契約書の記載事項について関係する規定や通知の内容を課内で再確認するとともに、決裁過程における契約書案のチェックを慎重に行うなど、適切な契約事務の執行に努められたい。

3 病児保育利用決定手続について

病児保育事業において、病児保育事業実施要綱に基づき、利用申請に対する利用可否を決定し、行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条に規定する教示文を記載した利用決定通知書を申請者に通知しているが、行政の内規に過ぎない要綱で行政処分を行うことはできないので、当該申請に対する決定が法律又は条例に基づく処分性を有す

る行為に該当するか否かを整理の上、該当しないのであれば教示文を削除するなど、適切な事務処理に努められたい。

健 康 部

《保健所 健康増進課》

意 見

1 ホームページの管理について

ホームページの役割は、これを利用する誰もが求める情報を等しく快適に取得できるようにすることであるが、情報が更新されておらず、歯周病検診における受診期間が昨年度の情報であるなどの事例が見受けられたので、情報発信ツールとしての信頼性を損なうことのないようホームページの適切な管理に努められたい。

《保健所 こども保健課》

意 見

1 業務委託について

離乳食講習会指導業務委託において、一者随意契約理由に複数の管理栄養士又は栄養士が担当する必要があるとされているにもかかわらず、仕様書に条件として記載されていなかったため、仕様書の内容を見直すなど、適切な事務の執行に努められたい。

また、業務実績報告書に仕様書の業務内容が反映されていない部分があったため、業務報告書の内容を見直すなど、適切な事務の執行に努められたい。

2 修繕について

公用車のエアコン修繕において、「早急に修繕する必要がある」として、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき一者随意契約をしているが、当該規定を根拠とすることは妥当でないため、適切な根拠に基づく契約事務の執行に努められたい。

《保健所 生活衛生課》

意 見

1 一者随意契約理由について

臨床検査精度管理委託業務及び食品衛生外部精度管理調査業務において、受託者に委託することが合理的であるとか、多くの調査実績を持ち信頼性も高く、事務管理上有益であるという理由で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意

契約をしているが、合理的である等の抽象的な内容では、理由の適正な判断ができないので、特殊な技術等が必要なことから履行可能な者が一者に特定される場合には、その旨を理由書に記載するよう努められたい。

2 ホームページの管理について

ホームページの役割は、これを利用する誰もが求める情報を等しく快適に取得できるようにすることであるが、イベント情報において情報が更新されておらず、年度の異なった情報が掲載されていたので、情報発信ツールとしての信頼性を損なうことのないようホームページの適切な管理に努められたい。

《保健所 食肉衛生検査所》

意 見

1 委託契約書について

指定検査機関食鳥検査業務に係る決裁書類において、契約書の仕様書とは物品名称の異なる仕様書案が添付されていたので、決裁過程における契約書案のチェックを慎重に行うよう適切な事務処理の執行に努められたい。

《こども発達センター》

意 見

1 ホームページについて

ホームページの役割は、これを利用する誰もが求める情報を等しく快適に取得できるようにすることであるが、公式ホームページにおいて、お知らせの項目の「ほいっぷ内での子育て・障害児支援に関する研修会（外部団体）」のリンク先に何も掲載されていなかったため、情報発信ツールとしての信頼性を損なうことのないようホームページの適切な管理に努められたい。

また、施設の新型コロナウイルス感染症対策などの情報掲載がなかったが、当該情報は利用者にとって重要な情報と思われるので、ホームページを活用した効果的な情報発信に努められたい。